

**公益財団法人堺市産業振興センター情報誌作成業務
提案書作成要領**

1、業務名称

公益財団法人堺市産業振興センター情報誌作成業務(以下「本業務」という。)

2、業務概要

堺の産業や堺市内を中心とした域内のものづくり中小企業等、ものづくり中小企業等の製品・技術等の紹介、また、当センターや国・府・市等の産業支援情報を紹介する情報誌の作成を行うものである。

3、業務履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4、契約担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183-5
公益財団法人堺市産業振興センター
経営支援課 担当 野内、澤田
電話番号 072-255-6700
F A X 072-255-1185
e-mail keiei_shien@sakai-ipc.jp

5、プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同

法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者ではないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは当該通報等を受けた場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (5) 本業務に参加資格確認申請を行っている者（契約に関する権限等を委任された受任を含む。）（以下「参加資格確認申請者」という。）が、他の参加資格確認申請者を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。）
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6、日程

(1)	公募開始日	令和 5 年 2 月 1 日（水）
(2)	プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日	令和 5 年 2 月 14 日（火）
(3)	質疑締切日時	令和 5 年 2 月 15 日（水）
(4)	質疑回答日	令和 5 年 2 月 17 日（金）
(5)	プロポーザル参加資格確認結果通知日	令和 5 年 2 月 22 日（水）
(6)	企画提案書等・辞退届提出締切日	令和 5 年 3 月 1 日（水）AM12 時
(7)	プレゼンテーション実施日	令和 5 年 3 月 3 日（金）[予定]
(8)	審査結果（採否）通知日（優先交渉権者決定）	令和 5 年 3 月 8 日（水）[予定]
(9)	契約締結日	令和 5 年 3 月 中旬 [予定]

※ 1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 2 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7、応募書類の配付

前記 6(1)の公募開始日から(2)のプロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日まで、堺市産業振興センターホームページからダウンロードする。

堺市産業振興センターホームページ：<https://www.sakai-ipc.jp>

8、提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書等、辞退届、企画提案書等の提出方法は、直接持参または郵送（FAX 不可）とする。

【持参の場合】前記 6 の各提出期限日までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）に持参すること。

【郵送の場合】前記 6 の各提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 4 契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

9、提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

① 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書等

- ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 法人市民税の納税証明書（個人の場合は個人市民税。本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）

- ・提出部数は 1 部とする。

(ウ) 国税の納税証明書（法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 とし、本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）

- ・提出部数は 1 部とする。

※提出書類（イ）（ウ）については、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定）又は堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 20 年制定）に基づく入札参加資格を有する者である場合は、提出不要とする。

② 提出期限

前記 6(2)のプロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日まで

③ 提出先

前記 4 の契約担当課まで

④ 提出方法

前記 8 の提出方法のとおり

※前記 5 のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、前記 6(5) のプロポーザル参加資格確認結果通知日に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

下記(ア)及び(イ)の各提出部数は 6 部 (正 1 部 副 5 部) とする。

(ア) 企画提案書

- ・ A 4 判 横書き 左綴じ
- ・ 正は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- ・ 副は、提案者が判別できるような記載は一切行わないこと。
- ・ 宛名は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」とすること。
- ・ 表紙には「公益財団法人堺市産業振興センター情報誌作成業務提案書」と記載すること。
- ・ 提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・ 本業務において企画提案をすることができるのは 1 案だけである。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替えは認めない(当センターが補正等を求める場合を除く)。

(イ) 見積書

- ・ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
- ・ 見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できる限り詳細に記載すること。
- ・ 見積書の提案上限金額は 3,157,000 円(税込)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・ 正は、宛先は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」、業務名は「公益財団法人堺市産業振興センター情報誌作成業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・ 副は、宛先は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」、「公益財団法人堺市産業振興センター情報誌作成業務」と記載するのみで、提案者が判別できるような記載は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した

うえで提出すること。

②提出期限

前記 6(6)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで

③提出先

前記 4 の契約担当課まで

④提出方法

前記 8 の提出方法のとおり

9、提案書記載事項

別紙の「公益財団法人堺市産業振興センター情報誌作成業務仕様書」に掲げている目的及び編集方針、読者ターゲット（堺市内のものづくり中小企業等の経営者・幹部クラスを中心に、従業員や一般市民まで含む。）を十分に踏まえ、次の 6 項目についての提案書を作成すること。

なお、提案書には提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にする可能性がある。

(1)情報誌全体のコンセプト案

当該業務仕様書の編集方針に基づき、情報誌全体としてのブランディングを踏まえ、コンセプトを作成し、提案すること。

(2)表紙デザイン案

下記のとおり表紙デザイン案、タイトル案、ロゴ案、キャッチコピー案を作成し提案すること。写真の配置を含めたレイアウトや全体的な色使い等の完成イメージが分かる資料とすること。

○表紙デザイン案

1 案、写真及び文章など実際に入れてデザイン・レイアウトしたもの。

○ロゴ案

1 案、表紙デザイン案に、情報誌のタイトル案のロゴを実際に入れてデザイン・レイアウトしたもの。

○キャッチコピー案

1 案、情報誌の意義を理解できるもの、表紙デザイン案に実際に入れてデザイン・レイアウトしておくこと。

(3)堺市内の中小企業特集、現場で活躍するヒト、製造・販売するモノのコーナー案

仕様書にある目的や編集方針を理解のうえ、提案した各テーマ（①企業、②ヒト、③モノ）の内容を基本として、各テーマそれぞれ 1 案を具体的に作成し、誌面レイアウトを提案すること。

その際、設定のねらいや意図を簡潔に記載すること。また、記事や写真はダミー

でよい。

(4) 業務の実施体制

業務責任者や担当者等の体制・人数等を提案すること。

(5) 本業務と同様・類似業務に関する実績

過去に本業務と同様・類似業務の実績がある場合は、相手方名、作成物の概要、契約金額等を提示すること。

また、予定しているライター・カメラマンについて、過去の本業務と同様・類似業務の実績がある場合は、相手方名、作成物の概要を提示すること。

(6) その他

Web 配信における情報誌の購読率向上に繋がる提案など。

※ (2)～(3)について、誌面レイアウトが確認できれば、提案書は原寸大でなくてもよい。

10、提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当課までFAXもしくは電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をす

ること。質問があった場合は、プロポーザル参加予定業者全社に対し、電子メールで質問内容及び回答を送付する。

なお、質問受付期間は前記 6(1)の 公募開始日から (3)の質疑締切日時までとし、それ以後は一切受け付けない。

また、本業務履行に際して、添付の契約書等以外に覚書等が必要な場合も申し出ることとし、締切日以降は受け付けしない。

1 1、提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

また、その際には、当センターから交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。

ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

前記 6(6)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで

(2) 提出先

前記 4 の担当課まで

(3) 提出方法

前記 8 の提出方法のとおり

1 2、失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合

(3) 見積書の金額が、当センターで定める予定金額を上回る場合

(4) 提出期限までに書類が提出されない場合

(5) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)

(6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (10) 本事業について 2 案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 3、企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

(2) 審査方法

- ・提出書類は当センター職員で構成する受託者選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査対象者が 1 者の場合は、審査評価を行いその評価結果をもとに審査委員の合議により選定する。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、前記 6(7)の審査結果(採否)通知日(予定)に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定する。

1 4、契約の締結

(1) 契約者の決定

- ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は前記 6(8)の契約締結日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。

なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

- ②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者とし決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと当センターが判断した場合及び契約不成立により当センターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額に令和5年4月から令和6年3月までの就業予定時間及び消費税等の税率を乗じた金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国又は地方公共団体並びにその他の公的機関と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。（なお、履行証明書は契約締結日までに用意すること。）

ウ 契約金額が、1,000,000円以下で、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。徴収した契約保証金は、契約履行後に全額還付する。（利子は付さない。）

(4) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

15、その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には当センターの責任において文書保存期間満了後、全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は当センター情報公開規程により情報公開の対象となる場合がある。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、当センターは一切賠償しない。

(4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は本業務プロポーザルの積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、プロポーザル終了後に破棄又は責任を持って管理すること。

